

香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年11月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第102号

香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第22号）附則第2号に掲げる規定の施行期日は、令和4年4月1日とする。